参加表明書作成要領

1　　総則

（1）　参加表明書（技術資料を含む。）の用紙サイズは，特に定めた場合を除いて全てA4判縦とする。

（2）　技術資料には，参加表明者名その他社章など参加表明者が判別できるもの及び氏名など個人が判別できるものを記載することはできない。

（3）　技術資料に記載する主要業務，同種業務及び類似業務は，平成２０年度以降に完成・引渡が完了した新増築の建築物の設計業務で次に掲げる条件を満たしているものをいう。

①　主要業務とは，設計事務所，総括技術者又は主任技術者が担当した主な業務をいう。

②　同種業務とは，病院又は診療施設における鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の設備の実施設計業務で、地上２階建て以上、延べ床面積4,000 ㎡以上の新増築の実施設計業務（※基本設計業務のみは評価しない）。をいう。

③　類似業務とは，病院又は診療施設における鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の設備の実施設計業務で、地上２階建て以上、延べ床面積2,000 ㎡以上の新増築の実施設計業務（※基本設計業務のみは評価しない）。をいう。

（4）　本業務は，総括技術者及び主任技術者からなる設計チームを組んで行うものとする。

（5）　総括技術者及び主任技術者は，本業務に専念できる者であり，かつ，総括技術者は自設計事務所又は自設計共同体の構成員である設計事務所に所属するものであること。

（6）　同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げない。

（7）　参加表明書を提出する設計事務所は，建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する書類の写しと，文部科学省における令和５・６年度の設計・コンサルティング業務に係る有資格業者登録申請を行った際に交付されている「令和５・６年度の設計・コンサルティング業者登録申請書類受領書」の写しをそれぞれ１枚添付すること。

（8）　参加表明書を提出する設計事務所は，「納税証明書（国税通則法施行規則別紙第八号書式その三の三の未納の税額がないことの証明）」の写しを１枚添付すること。

2　　総括技術者の資格及び実績（様式１）

（1）　「１　資格」は，当該業務を行うにあたり関連する資格を「一級建築士」を優先して、このうちいずれか一つの資格の保有者として取り扱うこと。

（2）　「２　主要業務実績」は，平成２０年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事し，完了した業務を１件記入すること。

（3）　「３　同種・類似業務実績」は，平成２０年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事し，完了した同種業務又は類似業務を記載すること。記載する件数は３件とするが，この際，同種・類似業務及び単体又はＪＶ受注業務の実績を優先するものとし，同種・類似業務の実績が３件に満たない場合は，実績のある同

種業務又は類似業務のみを記入して，後は空欄とする。

（4）　「施設名等」欄には，施設名，用途，発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。さらに，「３ 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には，「同種」又は「類似」の別を記入すること。

（5）　「立場」欄は，当該業務における役割（総括技術者，主任技術者，その他の別）及び業務種類（基本設計，実施設計の別）を記入すること。

３　総括技術者の主要業務の実績（様式２）

（1）　総括技術者の資格及び実績（様式１）に記入した主要業務の内容，設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙１枚の範囲内で記述すること。

（2）　総括技術者の主要業務の実績（様式２）には，別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）１点を添付すること。

（3）　設計事務所の主要業務の実績（様式８）として技術資料を作成するものについては，その旨を明記することで代えることができる。

４　総括技術者の同種又は類似業務の実績（様式３）

（1）　総括技術者の資格及び実績（様式１）に記入した同種・類似業務の中から「同種業務」を優先して１件を選び，当該業務の内容，設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙１枚の範囲内で記述すること。

（2）　総括技術者の同種又は類似業務の実績（様式３）には，外観写真１点及び内部写真１点を貼付するとともに，代表階の平面図（縮尺任意）１点を添付すること。

５　主任技術者の資格及び実績（様式４）

（1）　主任技術者の資格及び実績（様式４）は，~~建築（意匠），建築（構造），~~電気設備，機械設備の担当分野毎に作成すること。

（2）　「１　資格」欄は，当該業務を行うに当たり関連する資格を，~~建築については「一級建築士」を，~~電気設備，機械設備については「一級建築士」，「建築設備士」及び「技術士」を優先して記入すること。

（3）　「２ 主要業務実績」は，平成２０年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事し，完了した業務を１件記入すること。

（4）　「３ 同種・類似業務実績」は，平成２０年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事した同種又は類似業務を「同種業務」を優先して記入すること。記載する件数は３件とするが，この際，同種・類似業務の実績が３件に満たない場合は，実績のある同種業務又は類似業務のみを記入して，後は空欄とする。

（5）　さらに，「３ 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には，施設名，用途，発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また，種類として「同種」または「類似」の別を記入すること。

（6）　「立場」欄は，当該業務における役割（総括技術者，主任技術者，その他の別）及び業務種類（基本設計，実施設計の別）を記入すること。

6　主任技術者の主要業務の実績（様式５）

（1）　主任技術者の資格及び実績（様式４）に記入した主要業務の内容，設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙１枚の範囲内で記述すること。

（2）　主任技術者の主要業務の実績（様式５）には，別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）１点を添付すること。

（3）　ただし，設計事務所の主要業務の実績（様式８）として技術資料を作成するものについては，その旨を明記することで代えることができる。

7　主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式６）

（1）　主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式６）は，~~建築（意匠），建築（構造），~~電気設備，機械設備の担当分野毎に作成すること。

（2）　「建築担当主任技術者」については，主任技術者の資格及び実績（様式４）に記入した同種又は類似業務中から「同種業務」を優先して１件を選び，各担当分野に関する当該業務の内容，設計コンセプト（ファサードのデザインコンセプトは必須）等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙１枚の範囲内で記述すること。

（3）　「電気設備担当主任技術者」及び「機械設備担当主任技術者」については，主任技術者の資格及び実績（様式４）に記入した同種又は類似業務中から「同種業務」を優先して１件を選び，当該業務の内容，設計コンセプト等を設備システムのイメージ図を貼付した用紙１枚の範囲内で記述すること。

（4）　主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式６）には，別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）１点を添付すること。

（5）　ただし，設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式９）及び総括技術責任者の同種又は類似業務の実績（様式３）として技術資料を作成するものについては，その旨を明記することで代えることができる。

8　設計事務所の主要業務等の実績等（様式７）

（1）　「１　技術者数・技術力」は，当該業務を行うにあたり関連する資格を有する技術者（以下「技術者」という。）の人数及び資格について記入すること。

なお，協力設計事務所の技術者の人数については，（ ）書き内数で明記すること。又，設計共同体については，設計共同体全体の技術者の人数を記入すること。

複数の資格を有する技術者については，「一級建築士」，「建築設備士」及び「技術士」を優先していずれか一つの資格の保有者として取り扱うこと。

（2）　「２　協力設計事務所」は，全ての協力設計事務所の法人等名を記入すること。

（3）　「３　主要業務実績」は，平成２０年度以降以降に完了した業務を１件記入すること。

（4）　「4 同種・類似業務実績」は，平成２０年度以降以降に完了した同種又は類似業務を「同種業務」及び「単独又はJV受注業務」を優先して記入すること。記載する件数は３件とするが，同種・類似業務の実績が３件に満たない場合は，実績のある同種業務又は類似業務のみを記入して，後は空欄とする。

（5）　さらに，「4 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には，施設名，用途，発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また，種類として「同種」又は「類似」の別を記入すること。

（6）　「受注形態」欄は，単独，ＪＶ（設計共同体の構成員として受注），協力（協力者として参加）の別を記入すること。

（7）　「業務内容」欄には，業務種類（基本設計，実施設計の別），分野（~~建築（意匠），建築（構造）~~，電気設備，機械設備などの別），作業内容（基本図作成，詳細図作成，設計計算，数量集計などの別）及び具体的な業務内容を記入すること。

9　設計事務所の主要業務の実績（様式８）

（1）　設計事務所の主要業務等の実績（様式７）に記入した主要業務の内容，設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙１枚の範囲内で記述すること。

（2）　設計事務所の主要業務の実績（様式８）には，別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）１点を添付すること。

１０　設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式９）

（1）　設計事務所の主要業務等の実績（様式７）に記入した同種又は類似業務の中から「同種業務」を優先して１件を選び，当該業務の内容，設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。サイズは自由。コピーでも可。）を貼付した用紙１枚の範囲内で記述すること。

（2）　設計事務所の同種又は類似業務の実績（様式９）には，別紙で代表階の平面図（用紙サイズは自由）１点を添付すること。